

<資料>

Ley de Reforma Agraria en Nicaragua
(1981 y 1986)

ニカラグア農地改革法(1981年)および
改正農地改革法(1986年)

原 田 金一郎 訳

農地改革法(政令782号)

前文

第1章

第2章 収用対象土地およびその他の資産の管理と配分

第3章 収用手続

第4章 補償およびその支払方法

第5章 農地改革全国審議会

第6章 農牧業開発・農地改革地区

第7章 農地裁判所

第8章 特別措置

第9章 最終措置

ニカラグア民族再建政府評議会は、その権限にもとづき、1981年5月2日制定政令388号23条の原理にしたがい、ニカラグア人民に以下の通り告知する。

(補追) 国家評議会が、1981年7月23日第10回通常会議において「農地改革法」案にたいしておこなった修正を承認する。修正された全文は次の通りである。

前文

1 サンディーノの戦いが目ざしたもの、何千人もの愛国的な若者が命を捧げ

たもの、すなわち、社会解放のための基礎的条件を実現することが緊急かつ不可欠である。

2 ソモサ体制のもとでの農牧業発展は、少数の特權集団にもっぱら利益を与えるものであり、農民と農業労働者を困窮、停滞、無知のなかに陥れるとともに、祖国の自然資源の能率的かつ十全な利用を妨げるものであった。

3 したがって何よりも必要なことは、生産組織がより優れた形態をもつための条件を整え、農民と農業労働者にたいして不断の経済的文化的向上を保障するために、旧体制から受けついだ農地所有構造の根底的な変革を促進することである。

4 サンディニスタ人民革命の目的は、農民が尊厳を保ちつつ土地の耕作によって生活する権利を歴史的に回復すること、そして、適切な形態の組織や商業信用や技術援助のもとでおこなわれる農牧業の全国的な開発計画への農民の全面的な参加を保障すること、である。

5 借地、粗放的かつ非効率的な土地利用、すなわち発展と進歩の障害になっている土地の所有と利用の形態を克服すること、ならびに、折半・分収・雇役、その他類似の小作形態のもとで農民の労働にたいしておこなわれる不当な搾取を廃絶することが必要である。

6 サンディニスタ人民革命の目的は、生産と生産性を保護し向上させること、より適切で合理的な土地利用、ならびに土壤と水その他の自然資源のより優れた利用を保障することである。

7 サンディニスタ人民革命の目的は、衛生・住宅・教育、その他の公共の福祉を農村にたいしておこない、都市中心部との不均衡な成長を回避し、農村と都市のあいだに広がっている格差を徐々に廃絶することである。

8 飢餓や貧困にとりくんでいる国際連合、および権威ある国際的機関は、人民の社会経済的発展を抑圧しているもっとも重要な原因である大土地所有制と土地の遊休化と社会的周縁化が、農民を苦しめていると勧告している。

9 ソモサ体制にたいしておこなわれた土地接収と、革命政府が採用した農地政策は、農地改革の第一歩であり、その拡大と深化が必要とされている。

10 農民と農業労働者は、農地改革の実施、企業および協同組合の運営、そして農牧業政策に関する組織およびその政策の最終的決定に積極的に参加しなければならない。

以上の立法趣旨ならびにその権限にもとづき、以下の農地改革法を公布する。

第1章

第1条 本法は、生産的かつ合理的に土地を利用しているすべての人々にたいし、土地所有権を保障するものである。

第2条 以下は、農地改革の収用対象となる土地である。

- a A地区〔太平洋岸など先進地帯〕においては500マンサナ〔約350ヘクタール〕以上、B地区〔大西洋岸および北部の後進地帯〕においては1,000マンサナ〔約700ヘクタール〕以上を有する個人または法人の所有地のうち、遊休地あるいは非効率的な利用しかおこなわれていない土地
- b A地区においては500マンサナ以上、B地区においては1,000マンサナ以上を所有する地主が、いかなる形態であれ、本法公布までに賃貸あるいは譲渡していた土地
- c 本法が公布されるまでに所有者が直接利用せず、分収・折半・雇役・無権利、その他類似の小作形態で利用されている土地、協同組合その他類似の形態で農民が利用している土地、および協同組合その他の協同的組織が利用している土地。ただし次の場合、本条は適用されない。チナンデガ、レオン、マナグア、マサヤ、カラソ、リパス県においては50マンサナ未満の土地、その他の県においては100マンサナ未満の土地
- d 放棄地

第3条 本法の実施にあたって策定された500あるいは1,000マンサナという限度は、個人であれ法人であれ、同一所有者が地理的に相異なる地方にもつ複数の土地の面積を合計したものである。

第4条 いかなる名義であれ、配偶者間、または配偶者と現実に扶養を受けているその子女あるいは兄弟のあいだで分割譲渡された農場は、同一人に属するものとする。

第5条 本法を実施するために、A地区を以下の県からなるものとする。マナグア、マサヤ、カラソ、グラナダ、リバス、チナンデガ、レオン、マタガルパおよびヒノテガ県。B地区は、その他の県からなるものとする。同一所有者が両地区で所有地をもつ場合、A地区における限度を適用する。

第6条 第2条の目的達成のために、以下のように定める。

a 遊休地

農業ないし牧畜に適した土地で、過去2年間連続して利用されない状態にある土地

b 非効率利用地

1 恒常的な耕作農場、自然または人工の牧草地、季節的な耕作地の面積が、農牧畜適地の総面積の75%にみたない土地。この総面積決定の際、明らかに保安林用、または森林資源開発用の土地は算入されない

2 A地区においては2マンサナあたり牛1頭以下の牧場。B地区においては3マンサナあたり牛1頭以下の牧場

3 土壤、水その他の自然資源が不適切に利用されている土地

c 放棄地

1 恒常的な耕作農場で、その維持管理に不可欠の耕作労働が実行されていない所有地

2 毎年二期作が可能な耕作地で、必要な土壤の準備が適切な時期におこなわれていないか、または耕作労働が中断されている所有地

3 牧柵や牧場の管理の欠如、または所有する牧牛数の激減により、荒廃しつつある牧畜用の所有地

4 設備と機械の補充あるいは維持の欠如により、その設備と機械にふさわしい農業耕作の発展が妨げられている所有地

ただし、1から4で述べられた状態が、所有者の責任でない原因で生じた場合、本法の適用を除外する。

第7条 動産、不動産、またはいかなる性質の資産であれ、本法の収用対象と

なった所有地に属するすべての資産を収用する。農牧業開発・農地改革省がその基準にしたがって十分な理由があると認めた場合、部分的な適用が可能である。ただし、生産単位の分割は回避するように努めるものとする。

第2章 収用対象土地およびその他の資産の管理と配分

条8条 農地改革の収用対象となった土地およびその他の資産は、農牧業開発

・農地改革省が管理し、配分を決定する。本法の収用対象以外の土地、すなわち国有地、共有地、ならびに、いかなる方法であれ国有地になったもの、またなりつつある所有地も配分の対象とすることができます。

第9条 農地改革の収用対象となった土地およびその他の資産、ならびに第8条所定のその他の土地は、所在する地区で策定された計画および優先順位にしたがって、次のように配分される。

1 分収・賃貸・雇役・無権利小作農民、または協同組合およびその他の協同的な生産組織に属する農民で、収用宣言がおこなわれた時点にその土地で労働している場合。この場合、土地の配分は、同一の土地、または良質の土地における生産の集団的形態の確立が容易な区画に統合するように、常に努めるものとする

2 主として農耕において生計を立てながら、土地をもたないか、狭小または劣質の土地しかもたない農民の場合。ただし、この配分によって土地を受けとるためには、農牧業協同組合に組織されていなくてはならない。劣質または狭小な土地しかもたない既設の協同組合にたいしても同様である

3 個人あるいは家族単位の生産者で、効率的な土地利用を保障する者の場合。前項と同じく、祖国解放戦争の戦士、英雄および殉死者の家族に優先権が与えられる。同時に、協同的な生産形式の確立に努めるものとする

4 既設の、または設立途上にある農地改革企業にたいする場合

第10条 前条の第1、第2および第3項にもとづき配分される土地は、少な

くとも、所定の最低賃金と同水準の収入を被配分者がえられる面積とする。その面積は、土壤の質、地理的位置、作物の種類、およびその他の要素にしたがって変化するが、本法の細則として公布する措置において定めるものとする。

第11条 第9条第1、第2および第3項に該当する事例において、農牧業開発・農地改革省は、「農地改革証書」を無償で交付する。この証書は、いかなる形でも譲渡することはできないが、相続の場合のみ不分割の形態で譲渡することができ、また農牧業利用のために保証として利用することができる。この証書は、同意にもとづいて、農牧業開発・農地改革省によって発行される。

第3章 収用手続

第12条 本法第2条a、bおよびc項によっておこなわれた所有地の収用宣言は、農牧業開発・農地改革大臣が同省の地方支局の提示を受けておこなう。

第13条 本法第2条d項に相当する土地の収用宣言は、国家金融機関の有資格機関の専門的な見解にもとづいて、農牧業開発・農地改革省がおこなう。*

第14条 収用宣言は、文書で所有者に通達する。この通達は、次の2つからなる。

- a 収用の理由
- b 農場の収用を実際に始める日時

第15条 所有者が不在の場合、前条が定める通達は、収用地内にいる責任者にたいして通達書を手渡す方法によりおこなわれる。受理すべき人物が不在の場合、または通達書の受理を拒否した場合、通達書は所有者の家屋の扉、またはその他の目につきやすい場所に貼られるものとする。

第16条 本法第2条a、bおよびc項のばあい、所有者は、本法の規定にしたがって所有地の面積、資産を申告するために、収用の通達があった日から30日以内に農牧業開発・農地改革省の地方支局に出頭しなければならない。申告に虚偽のある場合、または上記の期限内に出頭しなかった場合、被収用者は所有地の補償請求権を失う。放牧地の場合、所有者にたいして通達をおこなった

後、当該地方支局は、資産目録の作成をおこなう。資産目録証書の署名は、所有者、その委託人または管理人がおこなう。いずれもが不在の場合、同地方支局がおこなう。いずれの場合においても、被収用者が収用資産を隠匿することは、刑法の二重転売罪に該当する。

第4章 補償およびその支払方法

第17条 農地改革の収用対象となった土地およびその他の資産にたいし、農地改革公債により補償する。この公債の額、形態、利子、要件は、本法の細則で定める。放棄地およびその他の資産で、無償により国家所有となったものは補償の対象とはならない。

第18条 農牧業開発・農地改革省のおこなった決定が確定すると、同省はその決定にしたがって収用あるいは没収を宣言する。この決定の証明書は、公的責任を有する公共登記所に登録される。

第19条 土地の明け渡しが完全におこなわれたのち、収用後最大90日以内に補償額が決定される。補償額の算定基準は、過去3年間の納税申告額の平均とする。所有者が申告していない場合は、農牧業開発・農地改革省の鑑定士が査定する。

第20条 農地改革の収用対象となった資産が、債務の物的担保として完全に登記されている場合、国家は同債務の支払を引き受ける。ただし、物的担保となっている資産は、農牧業の一企業単位をなしており、かつ総債務にたいする唯一の物的担保でなければならない。

複数の資産が担保となっており、かつこれらの資産が農業の企業単位をなしていない場合、部分的に収用あるいは没収された資産である場合、または放棄によって収用対象となった資産である場合、これらいづれかの場合で通常あるいは特別の海外資産を含まないときは、農牧業開発・農地改革省は債務のうち国家が支払を引き受ける部分を決定する。

抵当およびその他の物的担保のため、資産は分割できるものとする。抵当物件の分離または分割を十全に明示できるような形で、農牧業開発・農地改革大

臣による決定の証明書が、公共登記所に提出される。該当するいずれの場合においても、債務総額のうち国家が引き受けける部分を補償額から割り引く。

第21条 本法第2条により所有地の収用を受けた個人に他の収入の途がない場合、月額1,000コルドバ以下の年金が支給される。

第5章 農地改革全国審議会

第22条 農地改革全国審議会を設置する。同会は、農地改革政策の発展について、農牧業開発・農地改革大臣にたいして諮詢する。その構成は以下の通りである。

- 1 農牧業開発・農地改革大臣、またはその代理者が同会を主宰する
- 2 全国農民・牧場主連合（UNAG）の会長またはその代理人
- 3 農村労働者協会（ATC）書記長またはその代理人
- 4 農民福祉局（PROCAMPO）局長
- 5 農地改革調査研究センター（CIERA）所長
- 6 ニカラグア金融公団（CORFIN）総裁またはその代理人

第23条 農地改革全国審議会は、適切と認めるときは、その業務遂行を補助する地方および県単位の機関を設置することができる。

第6章 農牧業開発・農地改革地区

第24条 地理的な特別地区を設け、そこに農牧業開発・農地改革地区を設置し、生産と区画整理、灌漑、または住民定着のための計画もしくはプロジェクトを推進する。

第25条 農牧業開発・農地改革大臣は、第24条の計画またはプロジェクトにおける生産上の目的達成のために、国内の適切と認められる場所を農牧業開発・農地改革地区として宣言する。

第26条 農牧業開発・農地改革地区において農牧業開発・農地改革大臣は、地区ごとに作成された計画またはプロジェクトにもとづいて、土地所有関係に関する特別細則を公布し、農牧業開発に関連する土地その他の自然資源の使用

権、および適切な使用方法を定めることができる。

第7章 農地裁判所

第27条 本法にもとづいて農牧業開発・農地改革大臣がおこなった決定に反対して被収用者がおこなう訴訟を処理し、最終的な審理をおこなう行政上の司法機関として、農地裁判所を設置する。

第28条 農地裁判所は、民族再建政府評議会の任命する3名により構成される。農地裁判所の組織、機能、管轄地域は、民族再建政府評議会がその目的のために公布する細則の定めるところによる。

第29条 農牧業開発・農地改革大臣のおこなった決定に異議を唱える被収用者は、3日以内であればもよりの農地裁判所にたいして不服の訴えを提起できる。農地裁判所がおこなう判決は最終審であり、いかなる控訴も提起できず、またいかなる保護も与えられない。

第8章 特別措置

第30条 国家は、その住民の生活水準を向上させ、ニカラグア国民の社会経済発展に寄与することを目的として、ミスキート族、スモ族、およびラマ族の共同体が、個別または共同して耕作するのに必要な土地、および自然資源を使用するために必要な土地を確保することができる。

第9章 最終措置

第31条 本法公布以降、農牧業開発・農地改革省の認可なく、A地区において500マンサナ以上、B地区においては1,000マンサナ以上の所有地に関する所有権あるいは占有権を、修正、変動または譲渡をおこなう法律または契約を実行することはできない。500マンサナと1,000マンサナという限度は、本法第3条、第4条および第5条所定によるものとする。

第32条 土地の保有または所有権に既存の方法で修正を加えるいかなる行為も、その実行を禁止する。土地にたいする要求または返還要求は、いかなるも

のであれ農牧業開発・農地改革省を通じておこなわれなければならない。

第33条 所定の最低賃金と同水準の所得を農民家族に供するのに必要な面積を考慮して、本法施行以降は、本法の細則が定めるよりも狭小な地所を結果的に生むような所有地の分割をおこなってはならない。

第34条 本法第2条所定の収用対象とならなかった土地で、当該年度の農作業がおこなわれない状態にあると農牧業開発・農地改革省が決定した土地、その所有者が耕作の決意を積極的に示さない土地については、農牧業開発・農地改革省は、直接使用するか、小作に供することができる。またその小作地から借地料を得ることができる。所有者が耕作の決意を示した場合、これらの土地は、当該年度の農作業が一巡したあと所有者に引き渡される。

第35条 本法の収用対象にならなかった土地の小作農は、地主と締結したその契約が有効であるか否かにかかわらず、契約の延長をおこなう特権を有し、もし希望するのであれば、それまで耕作していた土地と同一の土地を地主から受領する権利を有する。その場合、地主はこれを拒否することができない。農牧業開発・農地改革省は、発生した地方支局を通じてこの措置の適用により生じた紛争を解決する。

第36条 収用のおこなわれる期日に土地が小作に供された場合、農牧業開発・農地改革省は、小作農がその土地を効率的に耕作するという要件のもとに、小作契約の有効性を保障する。

第37条 農牧業開発・農地改革省には、全国の農地に関する小作料を決定する権限が付与される。

第38条 農地問題についておこなわれた決議に反する場合、保護の請求はできない。

第39条 本法公布以降、本法第2条の事例において、形成途上にある農場の所有者は、収用が宣言されたのち、いかなる種類の資産をも引きだすことはできず、その場合にはその資産に相応する補償権を喪失するものとする。

第40条 農牧業開発・農地改革省は、国有地および共有地に関する特別細則を定める。

ニカラグア農地改革法および改正農地改革法

第41条 農地改革法の収用対象とならなかった所有地に関する農牧業開発・農地改革省の記録は、通常裁判所で農場の処分にかんして継続している審理、あるいはこれからの審理にとって不可欠の要件である。

第42条 本法に関連する文書の発行は、印紙税を免除される。

第43条 本法およびその細則にしたがい、不動産登記人には、農牧業開発・農地改革省が発行した文書あるいは証書を登録する権限が与えられる。

第44条 本法の細則を公布する権限を農牧業開発・農地改革省に与える。本法は細則の施行まで、農牧業開発・農地改革省の決議にしたがって適用される。

第45条 本法は公的な命令であり、これに反する法および措置はすべて無効となる。

第46条 本法は、官報『ラ・ガセタ』で公表されたのち、効力を発する。

「防衛と生産の年」1981年7月19日マナグア市にて

民族再建政府評議会

ダニエル・オルテガ・サアベドラ

セルヒオ・ラミレス・メルカド

ラファエル・コルドバ・リバス

改正農地改革法（法14）

前 文

第Ⅰ章 土地所有の保障と収用の理由

第Ⅱ章 農牧業開発・農地改革地区およびその他の例外

第Ⅲ章 収用手続

第Ⅳ章 農地裁判所

第Ⅴ章 補償およびその支払方法

第Ⅵ章 農地改革のために収用された土地その他の資産の管理と配分

第Ⅶ章 農地改革全国審議会

第Ⅷ章 特別措置

第Ⅸ章 最終措置

ニカラグア共和国大統領は、

国民議会総則（法3）第24条第13号所定の権限を行使し、1981年8月21日官報188号によって公布された「農地改革法」（政令782号）を改正し、同法にとってかわるものとすることを宣言する。

改正された法の全文は次の通りである。

前 文

〔改正点がないため省略する〕

第Ⅰ章 土地所有の保障と収用の理由

第1条 本法は、生産的かつ効率的に土地を使用しているすべての人々にたいし、土地所有権を認めるものである。

第2条 農地改革により収用対象となりうる土地は、以下の通りである。

- a) 放棄された所有地
- b) 遊休中の所有地
- c) 非効率的に利用されている所有地

- d) いかなる形態であれ、借地、または譲渡していた土地
- e) 所有者によって直接に使用されておらず、分収・折半・雇役・無権利、その他類似の小作形態のもとにある農民、ならびに、協同組合およびその他類似の協同集団を組織している農民によって利用されている土地。ただし、第Ⅱ、第Ⅲおよび第Ⅳ管区においては50マンサナ未満、その他の管区においては100マンサナ未満の所有地の場合をのぞく

第3条 いかなる名義であれ、配偶者間、または配偶者と現実に扶養を受けているその子女または兄弟のあいだで分割譲渡された農場は、同一人に属するものとする。

第4条 第2条の目的達成のために、次の通り定める。

A) 放棄された所有地

- 1) 維持管理に不可欠の耕作労働が実行されていない、恒常的な農場である所有地
- 2) 適切な時期に土壌の準備がおこなわれていないか、または耕作労働が中断されている、毎年二期作が可能な所有地
- 3) 牧柵や牧場の管理の欠如、または、所有する牧牛数の激減により荒廃しつつある牧畜用の所有地
- 4) 設備と機械の補充または維持の欠如により、その設備と機械にふさわしい農業耕作の発展が妨げられている所有地。ただし、1)～4)所定の状態が、所有者の責任でない原因により生じた場合をのぞくものとする

B) 遊休中の所有地

農業または牧畜に適した土地で、過去2年間連続して未使用状態にある土地

C) 非効率的に使用されている所有地

- 1) 恒常的な農場、自然または人工の牧草地、季節的耕作などに使用されている面積が、農牧畜適地の総面積の75%未満の所有地。ただし、総面積決定に際しては、明らかに保安林用かまたは森林資源開発用の

土地は算入しないものとする

- 2) 第II, 第III, 第IV, および第VI管区においては2マンサナあたり牛1頭未満, その他の管区においては3マンサナあたり牛1頭未満しか有しない牧畜用所有地
- 3) 土壤, 水, およびその他の自然資源が不適切に使用されている所有地

第5条 動産, 不動産, またはいかなる性質の資産であれ, 本法の収用対象となった所有地に属する全資産を収用する。農牧業開発・農地改革省が, その基準にしたがって十分な理由があると認めた場合, 部分的な適用が可能である。ただし, 生産単位の分割は回避するように努めるものとする。

第Ⅱ章 農牧業開発・農地改革地区およびその他の例外

第6条 特別な地理上の区画を設け, そこに農牧業開発・農地改革地区を設置し, 住民定着, 生産または区画整理のための特別な計画またはプロジェクトを推進する。

第7条 農牧業開発・農地改革大臣は, 前条所定の計画またはプロジェクトの実現のために必要とされる国内の地所を, 農牧業開発・農地改革地区として宣言する。

第8条 上記の地区において, 農牧業開発・農地改革大臣は, 土地所有の変更, および, 農牧業開発に関連する土壤またはその他の自然資源の用益権ならびに適切な使用に関する特別細則を公布することができる。

第9条 農牧業開発・農地改革大臣には, 公共の利益または社会の利益のために, 農村の資産の没収を宣言する権限が付与される。

第10条 農牧業開発・農地改革地区において, 農地改革を目的とし, 公共の利益または社会の利益のためになされる没収に関する手続きは, 本法の細則で定める。

第Ⅱ章 収用手続

第11条 収用宣言は、農牧業開発・農地改革省の技術上の建議にもとづき、同大臣がこれをおこなう。

第12条 収用宣言は、文書により所有者に通達される。この通達は、以下のものからなる。

A) 収用の理由

B) 対象となる農場の収用を実際に開始する日時の確定

第13条 所有者が不在の場合、前条が定める通達は、収用地内にいる責任者にたいし通達書を手渡す方法によりおこなわれる。受理すべき人物が不在の場合、または受理を拒否した場合、通達書は、所有者の家の扉、またはその他の目につきやすい場所に貼るものとする。

第14条 本法の第2条c), d), およびe)に該当する場合、所有者は、本法の規定にしたがって所有地の面積および資産を申告するために、収用通達のあった日から30日以内に農牧業開発・農地改革省の地方支局に出頭しなければならない。申告に虚偽のある場合、または上記の期限内に出頭しなかった場合、被収用者は所有地にたいする補償請求権を失うものとする。

第15条 通達された所有者にたいし、農牧業開発・農地改革省の地方支局は、収用資産の目録作成の手続きをおこなう。資産目録証書は、所有者または農場管理人、および農牧業開発・農地改革省の地方支局長によって署名される。所有者が、しかるべき許可なく、収用農場の資産を隠匿することは二重転売罪に該当する。

第16条 口述による決定が確定すると、農牧業開発・農地改革大臣は協定書を発行する。この協定書の証明は、当該地区の公共登記所に登録される。

第Ⅳ章 農地裁判所

第17条 本法にもとづいて農牧業開発・農地改革省がおこなった決定に異議を唱えて被収用者がおこなう訴訟を、最終審として受理し判決を下す行政上の司

法機関として、農地裁判所を設置する。

第18条 農地裁判所は、共和国大統領により任命された3名により構成される。農地裁判所の組織、機能、および管轄地域は、共和国大統領がその目的のために公布する細則の定めるところによる。

第19条 農牧業開発・農地改革省がおこなった決定に異議ある被収用者は、3日以内であれば、農地裁判所に訴えることができる。同裁判所がおこなった最終決定にたいしては、いかなる控訴も、保護も認められない。

第Ⅴ章 補償およびその支払方法

第20条 収用された土地およびその他の資産は、農地改革公債によって補償される。この公債の額、形態、利子および条件については、本法の細則が定める。

放棄地および遊休地のばあい、補償の対象とはされない。

第21条 前条の定めにかかわらず、農牧業開発・農地改革省は、本法の適用によって総体的あるいは部分的にその資産を収用された個人にたいし、他の形式による補償をおこなうことができる。

収用を受けた自然人に他の収入の途がない場合、所定の最低賃金以上の月額の年金が支給される。

第22条 補償額は、過去3年間の納税のために申告された額の平均を基準として算定された、農牧業開発・農地改革省の鑑定にしたがって決定される。

第23条 農地改革の収用対象となった資産が、債務の物的担保として完全に登録されている場合、国家は、同債務の支払いを引き受ける。ただし、その資産は、債務総額にたいする唯一の担保でなければならない。

農牧業開発・農地改革省は、部分的収用の場合、支払いを引き受ける部分を決定する。いずれの場合も、国家が支払いを受けた債務額を補償額から差し引くものとする。

第24条 前条の目的のために、抵当およびその他の物的担保は分割できるものとし、農牧業開発・農地改革省による決定の証明書が、抵当物件の分離または

分割を明示するための完全な資料として公共登記所に提出される。

第Ⅱ章 農地改革のために収用された土地その他の資産の管理と配分

第25条 農地改革のために収用された土地その他の資産は、農牧業開発・農地改革省が管理し、配分を決定する。

本法の適用により収用された土地以外のもの、すなわち、なんらかの他の方法により国家の所有に移転した土地または移転されつつある土地、ならびに国有地および共有地も配分の対象とすることができる。

第26条 前条で定められた土地その他の資産が存在する地区において設定された計画および優先順位にしたがって、次のように配分される。

- A) 分収小作、賃小作、無権利小作、協同組合およびその他の協同的な生産組織に属する農民で、収用宣言がおこなわれた時点にその土地で労働している場合。この場合の土地の配分は、同一の土地または良質の土地を対象とする
- B) 主として農耕によって生計を立てながら、土地をもたないか、または狭小すぎるか、または劣質の土地しかもたない農民の場合。ただし、この配分によって土地を受け取るためには、農牧業協同組合に組織されていなくてはならない。劣質または狭小な土地しかもたない既設の協同組合にたいしても、同様である
- C) 個人あるいは家族単位の生産者で、効率的な土地使用を保障する者の場合。前項の場合と同じく、祖国解放戦争および祖国防衛の戦士、ならびに英雄および殉死者の家族に優先権が与えられる
- D) 既設の、または設立途上にある農地改革企業にたいする場合

第27条 前条のA、BおよびC項にもとづいて配分される土地は、少なくとも現行の農業最低賃金と同水準の収入を受益者にもたらすに十分な面積と質を有すること。

その面積は、土壌の質、地理的位置、作物の種類およびその他の要素にしたがって変化するが、本法の細則として公布される措置において定める。

第28条 本法の第26条のA、BおよびC項に該当する事例において、農牧業開発・農地改革省は、合意にもとづいて、無料で相応する農地改革証書を発行する。同証書は、以下の理由の場合のみ譲渡または担保とすることができます。

- A) 不分割の形での相続
- B) 農牧業協同組合への寄付
- C) 農牧業融資の獲得のための金融機関への担保

農地改革の特別プロジェクトにふくまれる農民の場合、農牧業開発・農地改革省の事前の認可により、所有権の処理行為を実現するための許可が与えられる。

第VII章 農地改革全国審議会

第29条 農地政策の発展のため、農牧業開発・農地改革大臣の諮問機関として、農地改革全国審議会を設置する。

第30条 農地改革全国審議会の構成と機能については、本法の細則で定める。

第VIII章 特別措置

第31条 国家は、国民の社会経済発展に寄与し、その生活水準を向上させるために、ニカラグア大西洋岸のミスキート、スモ、ラマおよびその他の民族集団の共同体のために必要な土地を準備する。

第IX章 最終措置

第32条 農牧業開発・農地改革省による認可なく、農場の所有を移転する行為または契約をおこなうことはできない。公証人は、該当する認可をただちに受けとらねばならない。不動産所有に関する公共登記人は、この前提要件を満たしていない契約を登記してはならない。本条所定にたいする違反行為はすべて無効とする。

第33条 少なくとも現行の農業最低賃金と同一水準の所得を農民家族にもたらすのに必要な面積を考慮し、本法の細則において定められた面積よりも狭小な

分割地を結果として生みだすような、農地所有の分割をおこなうことはできない。

第34条 農牧業部門の地理的再編のために国家が農場を獲得する行為、または契約の遂行において、国家の公証人のまえに出頭するために法務大臣を指名する権限を、農牧業開発・農地改革大臣に付与する。

このことは、その組織法第8条b項において定められた法務大臣の権限にかかわることなく、処理される。

第35条 不動産所有の公共登記人は、本法にもとづいて農牧業開発・農地改革省によって発行された農地改革証書、およびその他の協定書を、これらの資料の提出によってのみ登記する。

第36条 農牧業開発・農地改革省は、その影響が農地改革計画によぶ場合、土地の所有をめぐって農村で発生した紛争を審議し解決するための権限をもつ機関である。その手続きは、本法にもとづいて公布される細則で定める。提示された解決についての訴訟は、農地裁判所によって受理される。

第37条 農地改革法の適用対象とならなかった係属中の物件についての農牧業開発・農地改革省の記録は、その影響が農業資産によぶ場合、訴訟の継続または通常裁判所における訴訟の開始にとって不可欠の要件である。

第38条 農牧業開発のためのよりよい使用の達成のために農牧業開発・農地改革省は、各物件の未決済負債をあらかじめ引き受けるために、国家およびその機関によって獲得された農業資産の運営と配分について優先的選択権をもつものとする。

第39条 農牧業開発・農地改革省は、国有地および共有地に関する特別細則を定める。

第40条 本法によって収用されなかった土地に現存する賃小作農民は、次の収穫期のために小作契約を延長する権利を有する。地主がこれを実行しない場合、農牧業開発・農地改革省は、収用時に賃小作契約がむすばれている土地の場合と同様に、この問題の解決にあたる。

第41条 当該収穫期内に耕作されないままである土地については、農牧業開

発・農地改革大臣が介入することができる。

地主が同大臣による耕作の決定に賛同する態度を示した場合、当該収穫期の終了時に土地を返却する。逆の場合でかつ収穫期が終了した場合、農地改革の目的のためにその土地を収用することができる。

第42条 農地問題についておこなわれた決議に反対する場合、保護の請求はできない。

第43条 本法に関する文書の発行は、印紙税を免除される。

第44条 本法の細則を公布する権限を農牧業開発・農地改革省に付与する。

第45条 本法は公的な命令であり、これに反する法および措置はすべて無効となり、官報『ラ・ガセタ』で公表されたのち効力を発する。

「1986年——25年間のすべての武器を侵略にむけて」

1986年1月11日カラソ県サンマルコス市にて

大統領 ダニエル・オルテガ・サアペドラ

訳者あとがき

1979年7月19日ニカラグアにおいて、約半世紀にわたって君臨していたソモサ独裁体制が打倒された。それ以来ニカラグア民族解放闘争の先駆者であるアウグスト・C・サンディーノの後継者をめざすサンディニスタ民族解放戦線を中心とする新生政府は、識字運動、農地改革など、ニカラグア社会の根底の改革に着手した。1980年に開始された識字運動は、文盲率50%をこすニカラグアにおいて、10万人の青少年からなる全国識字運動十字軍を組織し、1年間で40万人を識字化し、いっきょに文盲率を12.9%に低下させた。81年および82年にもそれぞれ10万人を識字化し、ニカラグア農村の民衆にはじめて文明の光に接する手段をもたらしたのである。

他方農地改革においては、当初はソモサ一族およびソモサ派 (somocista) に属する不正資産の収用のみが実行された。この「反ソモシスタ農地改革」により、1,500農場からなる80万ヘクタールの土地が国家セクターのもとにおかれることになった。人民所有領域 (Area de Propiedad del Pueblo) と呼ばれる同セクターは、1,000の国有農場 (Unidad de Producción Estatal) において、6万4,855人の労働者を雇用した。この期におけるサンディニスタ政府の農業政策の特徴は、(1)経済再活性化と(2)国家セクター創出、にあった。

ところが、1981年5月に公布された農地改革法は、米国に支援された反革命ゲリラ (コントラ, Contra) の侵攻のもとで、「混合経済」という方針の再確認という結節点を意味した。すなわち、一方では小農および農業労働者に土地分配をおこない、他方では、効率的に土地を経営している私有農を保護し、国家セクターをこれ以上拡大しない、というのがこの政策の骨子である。

このような方針のもとで、とりわけ1982~83年に農地改革が実施された。1983年に収用されたのは436農場、計29.4万ヘクタールであり、農地分配を受けたのは、2.6万農民家族にのぼった。

以上のような第二段階はさらに、激化するコントラの侵攻にともなうニカラグア経済の軍事化、および農地改革過程の進行そのもの（とりわけ分配すべき

農地の不足)によって、現在修正がくわえられつつある。1986年1月11日公布された改正農地改革法は、このような変化を反映している。

大きな変化は、収用対象とされるべき土地について、「面積」という量的標識ではなく、「効率的経営」という質的標識が判断規準となったことである。その理由は、500ないし1,000マンサナ未満の農場でも非効率的に經營されている土地が多いこと、分配すべき収用地量にくらべて農民の土地要求がうわまっていること、である。さらに、行政区画の変更にともなう地方分権化などの変化がみられる(図参照)。

図 ニカラグアの地方行政区分



しかし、農地改革の目標、(1)後進・低開発・従属状況からの脱却、(2)土地分配をつうじての社会の民主的改革、(3)人間と社会の進歩への貢献、(4)国内の平和と安定の実現、に基本的な変化はない。また、現在検討中である新憲法草案

ニカラグア農地改革法および改正農改革法

においても、混合経済政策は、複数政党制、非同盟外交主義とならんで、サンディニスタ人民革命の三原則の一つにあげられており、この方針にも変化はない。

農地改革とともに所有構造の変化は、以下のとおりである（単位は%）。

	1978	1983	1984	1985
私的所有	100	65	64	62
大規模(350ha以上)	36	14	13	11
中規模(35~350ha)	46	43	43	43
小規模(35ha以下)	18	8	8	8
協同組合所有	—	15	17	19
信用サービス組合		10	10	10
生産組合		5	7	9
国家所有	—	20	19	19
合計	100	100	100	100

以上、きわめて簡略にみてきたが、「最大の自立と最小の飢餓と貧困」をめざすニカラグア人民による社会変革の闘いは、混合経済というきわめてユニークな過渡的形態のもとで、つまり、キューバとは異なる道をへつつ、自立的発展と社会主義を指向して創造的に展開されている。このような人類未曽有の貴重な実験が、かつての「裏庭」の主である超大国の干渉によって阻止されるようなことが、けっしてあってはならないことはいうまでもない。

＜出典＞ *Ley de Reforma Agraria*, Managua: Departamento de Propaganda y Educación Política del FSLN, 1981.

“Reforma a la Ley de Reforma Agraria,” *La Gaceta*, Año LXXXX: No. 8 (Managua, 13 de Enero de 1986).

＜追記＞ 訳者は、1986年6月1日国際経済学会関西支部総会にて「革命ニカラグアにおける経済変革の現状——過渡期社会における課題と障害——」と題する報告を農地改革を中心におこなったが、近く印刷発表の予定なのでくわしくはそれを参照されたい。

(1986-10-22)

